

意見書案第4号

平成29年7月3日提出

提出者 松山市議会議員 杉村千栄  
池田美恵  
中村嘉孝  
小崎愛子  
梶原時義  
武井多佳子  
渡部 昭

平成29年7月5日 否決

改正組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書について

改正組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書を次のとおり提出する。

記

改正組織犯罪処罰法の廃止を求める意見書

6月15日に成立した改正組織犯罪処罰法は、犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」を含み、日弁連加盟のすべての弁護士会、学者、ジャーナリストを初め幅広い国民、また国際世論から強い懸念と反対の声が上がっている。参議院では、委員会審議を打ち切り、突然本会議で「中間報告」を行い採決するという究極の強行採決を行ったことに強く抗議する。

この法律は、「既遂の処罰」という刑法の原則を覆し、人の生命や身体、財産などの公益を侵害する危険性が客観的にはない合意を処罰するものである。政府は、組織的犯罪集団による計画とそれに基づく準備行為という三つの構成要件で対象を限定するとしている。しかし、組織的犯罪集団も実行準備行為も定義が曖昧で、一般市民は対象にならないとの政府答弁は条文上全く保障されていない。

また、犯罪と無縁の市民の人権・プライバシーへの侵害が一層深刻になる危険がある。どの団体を組織的犯罪集団とするか、また団体の性質が「一変した」「隠れみのである」と

判断するのは捜査当局であり、対象範囲が無制限に広がる可能性がある。市民活動に対する日常的な情報収集活動と犯罪捜査が連続して行われ、監視社会を招くという強い不安が拭えない。

政府はこの法律を、テロの未然防止のための国際組織犯罪防止条約（T O C 条約）締結に不可欠であると説明してきた。しかし、同条約の目的はマフィアなどの国際的な経済犯罪対策にあり、テロリズムは対象となっていない。また、条約義務の履行には国内法の基本原則に従って必要な措置をとるとされており、刑法の基本原則を否定する必要はどこにもない。

憲法に保障される思想良心の自由、内心の自由、表現の自由と通信の秘密を侵害する違憲立法であり、わが国の刑法体系を根本的に変質させる改正組織犯罪処罰法の成立は許されるものではない。国会、政府においては同法の危険性を再検討し、一刻も早く廃止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣